

平成26年 第2回定例会審議結果

	付 議 事 件 名	議決結果
承認第 5号	専決処分の報告について	承 認
承認第 6号	専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認
承認第 7号	専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認
承認第 8号	専決処分した平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について	承 認
承認第 9号	専決処分した平成25年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	承 認
承認第 10号	専決処分した平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	承 認
承認第 11号	専決処分した平成25年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	承 認
承認第 12号	専決処分した平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	承 認
議案第 50号	阿蘇市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第 51号	阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 52号	阿蘇市再建支援住宅条例の制定について	原案可決
議案第 53号	阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の制定について	原案可決
議案第 54号	平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第 55号	平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 56号	平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 57号	平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 58号	平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 59号	平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第 60号	平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第 61号	平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について	原案可決
議案第 62号	平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
議案第 63号	阿蘇市道路線の廃止について	原案可決
議案第 64号	阿蘇市道路線の認定について	原案可決
議案第 65号	工事請負契約の変更について	原案可決
同意第 4号	固定資産評価員の選任について	同 意

総務常任委員会報告



以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

総務課所管分

所間の異動や会計間の異動によるものです。

議案第54号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

財政課所管分

補足 人件費補正について、4月の職員の数に異動に伴う予算上の費目間、会計間の異動によるものであり、現行の配置職員の給与・手当に応じて調整を行っております。また、国で進めております社会保険・税番号制度に対応するための補正、災害対策費では、防災拠点施設の設計委託料も計上させていただいております。

問 住居手当についてだが、国においては、平成21年に廃止ということ、総務省からも地方公共団体に対し、見直しを検討するよう通達が来ていると思うが、阿蘇市ではどうなっているのか。

と共に生活をするための同行休業であり、要件を満たしているものについて、3年を超えない範囲で休業を認めるという制度です。国家公務員法、並びに地方公務員法に規定されたことに伴い、今回、阿蘇市でも新たに条例を制定するものです。

問

改正後、市における税収は減少すると思うが、財源的な面はどうなのか。

蘇市税条例の一部を改正するものであります。主な改正点として、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、および、軽自動車税引上げ等があります。

答 法人税割は約3500万円ほどの減収見込みになります。この分については、地方交付税の原資とされることになっております。軽自動車税につきましては、現在8000万円ほどですが、30年度で、現在の伸び率で推計しますと1億9000万円という試算になります。

問 歳入のなかで、『がんばる地域交付金』という形で1338万円計上されているが、この具体的な事業の検討はなされているのか。

答 この交付金は、あくまでも事業を国の方に申請して、国庫補助の対象の裏に対する分と、国が認める事業に充当することができ

ます。それが、この1338万円の積算の根拠となっております。今回の補正では、道路の維持や河川の維持改修等に充当する形をとっております。

問 歳入のなかで、『がんばる地域交付金』という形で1338万円計上されているが、この具体的な事業の検討はなされているのか。

答 この交付金は、あくまでも事業を国の方に申請して、国庫補助の対象の裏に対する分と、国が認める事業に充当することができ

ます。それが、この1338万円の積算の根拠となっております。今回の補正では、道路の維持や河川の維持改修等に充当する形をとっております。

今期第2回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。その主な審議の経過と結果は次のとおりです。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号 阿蘇市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第51号 阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の制定について

補足 本制度は、国外で勤務等をする配偶者

補足 本案は、地方税法の改正に伴い、それに基づき、関係する阿

蘇市税条例の一部を改正するものであります。主な改正点として、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、および、軽自動車税引上げ等があります。

問 歳入のなかで、『がんばる地域交付金』という形で1338万円計上されているが、この具体的な事業の検討はなされているのか。

答 この交付金は、あくまでも事業を国の方に申請して、国庫補助の対象の裏に対する分と、国が認める事業に充当することができ

ます。それが、この1338万円の積算の根拠となっております。今回の補正では、道路の維持や河川の維持改修等に充当する形をとっております。

営を圧迫し、厳しいかと考えます。

問 防災避難所が造られるとのことだが、場所はどの辺りか。また、避難所の運営はどのような形になるのか。

答 一時避難所を兼ねた防災拠点施設を、

設予定です。場所については、地域の方々と協議したうえで、選定します。運営につきましては、有事の際には孤立や、到着までに時間がかかることも想定されますので、ある程度の備蓄品や資機材を備えるなどして、地域の方で運営していただく予定としております。

問 常時、その施設は解放されているのか。

答 機材等も配備予定であることから、常時開放には不都合が生じます。有事の際には、いつでも解放できるように区長さん、もしくは、施設に近い方に鍵の管

理をお願いする予定です。

意見 社会保障・税番号制度システム改修委託料の関連だが、税番号制について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

答 国の方で個人には12桁の個人番号が、法人には13桁の法人番号が割り当てられます。

氏名や法人名ではなく、この番号で個人や法人が認識されます。個人ごとに番号が振られることにより、各行政機関が間違ふことなく個人を特定することができ、過去にありました消えた年金のような問題もなくなります。税関係、社会保障関係の分野で主に使われ、市民の側にとっても、手続きや提出書類の簡素化につながります。個人情報保護につきま

しては、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、国において『特

定個人情報保護委員会』が組織され、サーバーについても高いレベルのセキュリティで管理されます。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



陳情第1号の委員長報告（継続審査分）

平成26年3月定例会において、「市議会会議録等のホームページ掲載について」の陳情書が提出されましたが、本陳情については、阿蘇市議会のホームページの充実・強化について、十分に調査・検討したうえで判断すべきところから、継続審査としたところであります。

そこで、5月13日、委員会を開催して、本件陳情を審査致しました。

各委員からは、次の意見がありました。

「阿蘇市総合計画に、27年度には、議会議事録のインターネット検索システムを導入しているの、それに向かつて進めたらどうか。」

また、別の委員からは、「議会活性化特別委員会が3月議会において設置されたことから、会議録等のホームページ掲載等も含め協議していただいてはどうか」との意見が出されました。以上の意見が述べられ採決の結果、本陳情は趣旨採択とすることとなりました。

なお、趣旨採択とした理由は、内容や趣旨は十分理解できるが、財政、その他の事情もあつてただちに取組むことができないことから、議会活性化特別委員会において協議していただくというものであります。

以上、審査結果を申し上げ、報告と致します。